

横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール

制 定 令和3年4月1日

最近改正 令和5年4月1日

1 目的

本ルールは、児童生徒が、「横浜市における GIGA スクール構想」等により整備した1人1台端末（以下「GIGA 端末」という。）等を、横浜市新教育情報ネットワーク（以下「新 Y・YNET」という。）に接続して利用（以下「校内接続利用」という。）し、又は特別な事情がある場合や休校等の緊急時に家庭等で利用するにあたり、必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

2 校内接続利用できる端末

校内接続利用できる端末は、次のものに限るものとする。

(1) GIGA 端末

(2) BYOD 端末

高等学校、特別支援学校高等部の生徒が ICT を活用した授業等の教育活動において使用するために学校に持ち込む個人所有の端末

3 端末の利用条件

(1) GIGA 端末の利用条件

- ア 教職員や ICT 支援員（以下、「教職員等」という。）の指示に従うこと。
- イ 卒業時等に端末を返却する際は、必ず全てのサービスからログアウトすること。
- ウ 端末に認証情報やデータ等を保存しないこと。
- エ 家庭等での利用については、期間や実施方法等、教職員等の指示に従うこと。

(2) BYOD 端末の利用条件

- ア 新 Y・Y NET への接続は、小中学校企画課に依頼する。
- イ BYOD 端末の管理は、個人の責任で行い、盗難、紛失等には十分に注意すること。
- ウ 他人の端末を許可なく使用しないこと。
- エ 基本ソフトウェア（以下、「OS」という。）及びその他アプリケーション等は、常に最新バージョンにアップデートし、セキュリティ対策が適用されたものを利用すること。また、更新プログラムが配布されなくなった OS は利用をしないこと。
- オ アンチウイルスソフトウェアが導入可能な端末は、アンチウイルスソフトウェアを導入し、常に最新版に更新して利用すること。
- カ 端末に違法なアプリケーション等の導入をしないこと。
- キ 予備バッテリーを各自で用意するなどの対応をし、無断で学校のコンセントからの給電による端末の充電をしないこと。ただし、教職員等の許可を得た場合は除く。

4 GIGA 端末とその付属品の弁済を求める範囲について

GIGA 端末とその付属品の破損・故障等について、弁済を求める範囲を次のとおり定める。（1）弁済対象となる場合に該当する場合には、当該児童生徒及びその保護者等法定代理人にその弁済を求めることとする。なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指す。

(1) 弁済対象となる場合

- ア 故意に破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- イ 紛失した場合

- ウ 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- エ 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
(雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど)
- オ 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- カ 上記ア～オ以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等（持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど）

(2) 弁済対象とならない場合

- ア 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合。
(学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど)
- イ 盗難された場合（警察への被害届の届け出が必要）

5 その他

(1) 端末の利用全般に関すること

- ア 端末やネットワークについて不具合や不正利用等を発見した場合は、速やかに教職員等に報告すること。
- イ 本ルール及び新 Y・YNET 利用ガイドライン並びに学校で定める端末の利用ルール等を遵守して利用すること。
- ウ 横浜市教育委員会及び各学校等（以下、「教育委員会等」という。）は、児童生徒が本ルール、新 Y・YNET 利用ガイドライン、学校で定める端末の利用ルール等に違反した場合又は児童生徒による端末及び新 Y・YNET の不適切な利用が認められた場合、当該児童生徒の端末及び新 Y・YNET の利用を制限又は停止することができる。
- エ 教育委員会等は、児童生徒が GIGA 端末等を通じて得る情報等に関して、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- オ 教育委員会等は、児童生徒が GIGA 端末等の利用により、第三者との間で生じた紛争等に関して一切の責任を負わない。
- カ 教育委員会等は、新 Y・YNET に接続した GIGA 端末等によるインターネット等のログの管理及び監視を行う。

(2) BYOD 端末に関すること

- ア 教育委員会等は、BYOD 端末（当該端末にインストールされているソフトウェア、アプリ等を含む。以下同じ。）について一切動作保証を行わない。
- イ 教育委員会等は、BYOD 端末に生じた損害について一切の責任を負わない。
- ウ 教育委員会等は、BYOD 端末の不具合や故障等により児童生徒に生じた損害について一切の責任を負わない。